

令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙
における最高裁判所裁判官国民審査の実施期間について

岩沼市選挙管理委員会

最高裁判所裁判官国民審査法第16条の2第1項の規定により、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙における最高裁判所裁判官国民審査の実施期間は、衆議院議員総選挙・小選挙区及び比例代表と異なりますので、ご注意願います。

1月27日（火）	公示日
1月28日（水）	小選挙区及び比例代表の期日前投票開始
2月 1日（日）	<u>国民審査の期日前投票開始</u>
2月 7日（土）	期日前投票最終日
2月 8日（日）	投票日当日

【期日前投票・当日投票】

国民審査の期日前投票実施期間は、2月1日（日）から2月7日（土）までとなります。

1月28日（水）から1月31日（土）までの期間に、小選挙区選出及び比例代表選出の投票を行った方は、2月1日（日）以降に国民審査のみの投票を行うことができます。その際は、「国民審査のみの投票」である旨を投票所（期日前投票所）の受付に申し出てください（ご本人確認のため、身分証明書等が必要となります。）。

【不在者投票（郵便投票等含む）】

国民審査の不在者投票実施期間は、2月1日（日）から2月7日（土）までとなります。

請求を事前にいただいていた場合でも、審査用紙を交付又は発送できるのは、2月1日（日）以後となります。

岩沼市選挙管理委員会事務局
電話 0223-23-0675